

平成30年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第19581号 債券償還等請求事件

口頭弁論の終結の日 平成29年2月27日

判 決

東京都千代田区丸の内2丁目7番1号

原 告

株式会社三菱東京UFJ銀行

同代表者代表取締役

三 毛 兼 承

東京都千代田区大手町1丁目5番5号

原 告

株式会社みずほ銀行

同代表者代表取締役

藤 原 弘 治

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号

原 告

株式会社新生銀行

同代表者代表取締役

工 藤 英 之

上記3名訴訟代理人弁護士

江 尻 隆

同

鬼 頭 季 郎

同

宮 塚 久

同

天 白 達 也

同

山 本 明

アルゼンチン共和国ブエノスアイレス市ポサダ1641

被 告

アルゼンチン共和国

同代表者司法長官

ベルナルド サラヴィア フリアス

同訴訟代理人弁護士

出 井 直 樹

同

光 内 法 雄

同

赤 塚 洋 信

主 文

- 1 被告は、連帯債権者である原告らに対し、次の(1)~(4)の金員を支払え。

- (1) 別紙1「請求対象債券一覧」記載1-1の債券1口ごとに1050万円及びうち1000万円に対する平成14年12月21日から支払済みまで年5%の割合（年365日の日割計算）による金員
- (2) 別紙1「請求対象債券一覧」記載1-2の債券1口ごとに105万円及びうち100万円に対する平成14年12月21日から支払済みまで年5%の割合（年365日の日割計算）による金員
- (3) 別紙1「請求対象債券一覧」記載1-3の債券1枚ごとに100万円及びこれに対する平成14年12月21日から支払済みまで年5%の割合（年365日の日割計算）による金員
- (4) 別紙1「請求対象債券一覧」記載1-4の利札1枚ごとに2万5000円

2 被告は、原告株式会社三菱東京UFJ銀行に対し、次の(1)~(3)の金員を支払え。

- (1) 別紙1「請求対象債券一覧」記載2-1の債券1口ごとに1108万円及びうち1000万円に対する平成15年12月18日から支払済みまで年5.4%の割合（年365日の日割計算とし、1円未満は四捨五入する。）による金員
- (2) 別紙1「請求対象債券一覧」記載2-2の債券1枚ごとに1000万円及びこれに対する平成15年12月18日から支払済みまで年5.4%の割合（年365日の日割計算とし、1円未満は四捨五入する。）による金員
- (3) 別紙1「請求対象債券一覧」記載2-3の利札1枚ごとに27万円

3 被告は、原告株式会社三菱東京UFJ銀行に対し、次の(1)~(3)の金員を支払え。

- (1) 別紙1「請求対象債券一覧」記載3-1の債券1口ごとに110万3062円及びうち100万円に対する平成15年12月19日から支払

済みまで年5.125%の割合（年365日の日割計算とし、1円未満は四捨五入する。）による金員

(2) 別紙1「請求対象債券一覧」記載3-2の債券1枚ごとに100万0562円及びうち100万円に対する平成15年12月19日から支払済みまで年5.125%の割合（年365日の日割計算とし、1円未満は四捨五入する。）による金員

(3) 別紙1「請求対象債券一覧」記載3-3の利札1枚ごとに2万5625円

4 被告は、原告株式会社三菱東京UFJ銀行に対し、次の(1)~(5)の金員を支払え。

(1) 別紙1「請求対象債券一覧」記載4-1の債券1口ごとに1108万0288円及びうち1000万円に対する平成15年12月19日から支払済みまで年4.85%の割合（年365日の日割計算とし、1円未満は四捨五入する。）による金員

(2) 別紙1「請求対象債券一覧」記載4-2の債券1枚ごとに1011万0288円及びうち1000万円に対する平成15年12月19日から支払済みまで年4.85%の割合（年365日の日割計算とし、1円未満は四捨五入する。）による金員

(3) 別紙1「請求対象債券一覧」記載4-3の利札1枚ごとに24万2500円

(4) 別紙1「請求対象債券一覧」記載4-4の債券1枚ごとに101万1029円及びうち100万円に対する平成15年12月19日から支払済みまで年4.85%の割合（年365日の日割計算とし、1円未満は四捨五入する。）による金員

(5) 別紙1「請求対象債券一覧」記載4-5の利札1枚ごとに2万4250円

5 訴訟費用は、全審級を通じ、被告の負担とする。

6 この判決は、仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第 1 請求

主文同旨

### 第 2 事案の概要

本件は、銀行である原告らが、外国国家である被告が平成8年12月から平成12年9月にかけて4回にわたり発行した円建て債券を保有する債権者らから訴訟追行権を授与された訴訟担当者として、被告に対し、当該債券の償還並びに約定利息及び遅延損害金の支払を求める事案である。

差戻前第1審において、原告らは本件訴訟について原告適格を有しないととして本件訴えをいずれも却下する判決が言い渡され、差戻前控訴審においてもその判断が維持されたが、上告審において、原告らの任意的訴訟担当者としての原告適格を肯定し、上記の差戻前控訴審判決を破棄して差戻前第1審判決を取り消し、本件を当裁判所に差し戻す旨の判決が言い渡された。

#### 1 前提事実（争いのない事実並びに括弧内に掲げた証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

##### (1) 当事者

ア 原告らは、いずれも銀行法に基づく銀行であり、後記のとおり被告の発行する債券の管理の委託を受けた者である。

イ 被告は外国国家である。

##### (2) 被告による円建て債券の発行等

ア 被告は、平成8年12月から平成12年9月にかけて、別紙2「本件債券の内容等一覧」記載の各円建て債券（各債券の元金額、償還日、利率、利息の支払方法及び償還日後の損害金の具体的内容については同別紙の「債券の内容」欄記載のとおりである。以下、「回」欄記載の各回に応じ



てそれぞれ「本件第4回債券」、「本件第5回債券」、「本件第6回債券」及び「本件第7回債券」といい、総称して「本件債券」という。)の発行に際し、同別紙の「管理委託契約締結日」欄記載の各日に、本件第4回債券については原告ら(いずれも当時は合併等前の会社であり、以下、合併等の前後を通じて「原告ら」という。同様に、合併等の前後を通じて、原告株式会社三菱東京UFJ銀行を「原告三菱東京UFJ銀行」と、原告株式会社新生銀行を「原告新生銀行」という。)との間で、その余の各債券については原告三菱東京UFJ銀行との間で、同原告らを管理会社とする管理委託契約(以下、総称して「本件管理委託契約」という。)を締結した。

イ 被告は、本件管理委託契約に基づき、本件第4回債券については原告新生銀行に対し、本件第5回～第7回債券については原告三菱東京UFJ銀行に対し、本件債券(利札を含む。)の調整及び交付並びに払込金の受領を委託し、同原告らはこれを受託した。同原告らは、上記委託に基づき、本件債券の元引受け及び買取り並びに募集を約した幹事証券会社(以下、総称して「本件元引受会社」という。)に適式な債券を交付した上、上記別紙の「発行日」欄記載の各日に、本件元引受会社と被告とが合意した買取代金純額(債券の発行総額から本件元引受会社の約定手数料及び所定の実費を控除した残額をいう。)を受領し、これにより各債券について上記別紙の「券面額及び口数」欄記載の債券が発行された。本件債券は、本件元引受会社を通じて販売され、債券の交付を受けた者(現物債の場合)又は社債等登録法(平成14年法律第65号による廃止前のもの。以下同じ。)に基づいて債券の所持人として登録された者(登録債の場合)が、債券ごとに、被告に対し、上記別紙の「債券の内容」欄記載の債権を有するに至った。(甲1～23, 119, 乙49～52(枝番を含む), 弁論の全趣旨)

ウ 本件債券の債権者らは、本件債券の購入に伴い、本件債券に係る償還等請求訴訟を提起することも含む本件債券の管理を原告ら（本件第4回債券）又は原告三菱東京UFJ銀行（本件第5回～第7回債券）に委託することについて、受益の意思表示をした（甲3, 5, 6, 9, 11, 12, 15, 17, 20, 22, 23）。

(3) 債券の要項及び管理委託契約の定め

本件管理委託契約及びこれと一体をなす本件債券に係る「債券の要項」（以下「本件要項」という。）には、以下の定めがある（甲1, 7, 13, 18, 乙49～52）。

ア 管理会社の権限（本件管理委託契約2条(1), 本件要項4項）

債券の管理会社は、本債権者のために本債券に基づく弁済を受け、又は本債券に基づく本債権者の債券の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有するものとする。

イ 表明保証条項（本件管理委託契約7条(チ)）

①被告による本件債券の発行及び販売並びに本件債券の条項の履行が公的又は政府の行為ではなく、私法上の商業的行為とみなされること、②被告の法律に基づき、被告又はその財産のいずれも（ただし、同項所定の例外を除く。）裁判所の管轄権又は相殺若しくは法的手続からの免責特権を有しないことを、被告は表明し、保証する。

ウ 期限の利益喪失事由（本件要項11項(イ)(ニ)）

被告がいずれかの本件債券の利息の支払を支払期日に懈怠し、かかる懈怠が30日間継続している場合、又は、被告の公的対外債務に係る元本又は利息の支払に関して、被告によってモラトリアム宣言がされた場合、債券の管理会社はその裁量により未償還の本件債券の全てが期限の利益を喪失し、直ちに支払われるべき旨を被告に対して書面により宣言することができる。

この点は、被告における行政決定、命令又は法令によると否とを問わない。

エ 時効（本件要項 15 項）

本件債券の消滅時効は、元金については 10 年、利息については 5 年とする。

オ 通知（本件要項 16 項）

本件債券に関する一切の公告は、日本国の官報並びに東京都及び大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊紙に各 1 回これを行う。本件債券の債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。本件要項の規定に基づいて行うべき公告は、債券の管理会社が本件債券の債権者の権利保護のために必要でないと認めた場合には、これを行うことを要しない。

カ 準拠法（本件要項 18 項、本件管理委託契約 20 条）

被告による本件債券の発行に関する授権を除き、本件債券に基づく債権者を含む全ての当事者の一切の権利及び義務は、全て日本法に準拠し、かつ、これに従って解釈されるものとする。

キ 裁判管轄（本件要項 18 項、本件管理委託契約 21 条）

被告は、本件債券の債券及び利札又は本件要項に関して生じる被告に対する訴訟又は手続に関して、東京地方裁判所、ブエノスアイレス市所在の連邦裁判所及びこれらの上級裁判所の非専属管轄権に、取消不能の形で服する。

被告は、上記裁判所における当該訴訟又は手続に対する最終的な判決が拘束力を有し、当該判決に対する訴えの提起又は法律に定めるその他の方法により、他の地域で執行できることに同意する。

被告が現在又は将来において、被告自身又はその収益、資産若しくは財産に関して、裁判権又は法的手続からの免除（主権免除その他を問わな

い。) を取得する限度において、被告は適用ある法律に基づき認められる範囲内で、本件管理委託契約及び本件要項に基づく債務に関して、上記の免除を取消不能の形で放棄する。ただし、一定の資産(具体的内容は省略)に関しては、上記にかかわらず、被告の裁判所は判決に先立つ強制執行又は強制執行のための差押えを認めない。(以下、この規定を「本件放棄条項」という。)

(4) 被告による支払停止宣言等

ア 被告は、平成13年12月24日、4年にわたる持続的な景気後退とこれによりもたらされた財政負担等を理由として、本件債券を含む公的対外債務の元利金について、一時支払停止の宣言をした(争いが無い)。

イ 被告の議会において、平成14年1月6日、緊急事態時に議会の立法権限を行政権に委譲することを認める旨の被告の憲法の定めに基づき、国家緊急事態及び為替制度改革に関する法律(以下「国家緊急事態法」という。)が制定された。同法は、社会、経済、行政、金融及び為替に関する国家緊急事態を宣言し、平成15年12月10日までの間、持続可能な経済成長及び被告の債務整理のための措置を講ずる権限を国家行政機関たる被告の大統領に与えるものであった(乙7, 27)。

被告の大統領は、平成14年2月、国家緊急事態法に基づき、国家命令を発して、国家の債務を整理するための権限を被告の経済省に付与した。また、被告の議会は、同年3月、平成14年会計年度国家一般予算法を制定し、被告の公的債務の支払延期の権限を、経済省を通じて行動する大統領に付与した。(乙7, 28, 29)

上記を受けて、被告の経済省は、同年4月、被告の公的債務の支払を同年12月31日まで延期することを定めた。その後、被告は、法令等により、上記公的債務の支払期限を順次繰り延べている(以下、この一連の措置を「本件支払延期措置」という。)(乙30~48, 67~72, 弁

論の全趣旨)

(5) 本件債券の元金の不払及び期限の利益喪失

被告は、平成14年3月以降、本件債券につき順次到来した各利息支払日に利息を支払わず、本件第4回債券及び本件第5回債券の各償還日に元金の支払をしなかった。また、原告三菱東京UFJ銀行は、平成15年12月18日、本件第6回債券及び本件第7回債券について、被告が少なくとも本件第5回債券に係る元金の支払を遅滞しており、本件要項所定の期限の利益喪失事由が存するとして、被告に対して書面により期限の利益喪失宣言をした。

(甲25, 弁論の全趣旨)

(6) 被告による本件債券と新債券との交換の募集

被告は、平成17年と平成22年の2回、本件債券の保有者を対象として、同債券と被告が新たに発行する債券との交換を募集し、これに応じた債権者に対して本件債券と引換えに新債券を発行した。被告は、募集に際し、「現在未履行となっている債務の再編」を目的とすることを明らかにした。(甲26~28, 乙12, 弁論の全趣旨。以下、本件債券と新債券との交換の申出について「本件債券の交換申出」という。)

なお、被告は、平成17年7月14日、原告らの問合せに対し、本件債券の交換申出がされなかった債務が現存しないことを示すような主張はいかなる形であれ行っていないなどと述べた(甲80, 81)。

(7) 原告らによる本件訴訟提起等

ア 原告らは、本件債券のうち、本件債券の交換申出に応じなかったものにおいて、平成21年6月29日、被告に対し、別紙1「請求対象債券一覧」記載1-1ないし4-5の債券又は利札の保有者のために本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な事実)。

イ 被告は、原告らに対し、平成24年7月5日の差戻前第1審口頭弁論準備手続期日において、本訴請求債権について消滅時効を援用する旨の意思



表示をした（当裁判所に顕著な事実）。

## 2 争点

### (1) 本案前の争点

被告が本件訴訟について我が国の民事裁判権に服することを免除されるか  
(争点1)

### (2) 本案における争点

ア 被告において本件支払延期措置が執られていることにより本件債券の弁済期が未到来であるといえるか

(ア) 強行法規の特別連結理論により被告の法を適用することの可否 (争点2)

(イ) 日本法の解釈における事実上の考慮の可否 (争点3)

イ 本件債券の償還等請求権が時効消滅したか

(ア) 時効期間 (争点4)

(イ) 債務の承認による時効中断の有無 (争点5)

(ウ) 被告による消滅時効の援用が権利濫用に当たるか (争点6)

## 3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1 (被告が本件訴訟について我が国の民事裁判権に服することを免除されるか) について

(被告の主張)

以下に述べる理由により、被告は本件訴訟について我が国の民事裁判権に服することを免除されるから、本件訴えは却下されるべきである。

ア 私法的ないし業務管理的な行為に当たらないこと

紛争の主要な要因となった行為の性質に関してみると、被告においては、その憲法に基づいて国家緊急事態法が制定されて、被告の債務を整理するための措置を講ずる権限が大統領に与えられ、大統領は同権限に基づいて経済省に対して債務整理のための権限を付与し、経済省は公的債務の支払



を延期した。このように、本件支払延期措置は、行政府（大統領及び経済省）の行政行為として決定され、実行されたものである上、実質的にも、主権国家の財政破綻という危機的状況に対処するため、自国の政治、経済、社会状態、国際社会における経済的信用等を総合的に考慮した高度の政治的判断に基づいてされたものであって、単に債務者が債権者に申入れをして支払猶予の了解を求める行為とは性質が異なり、被告の主権的行為そのものというべきである。

よって、本件支払延期措置は、私法的ないし業務管理的な行為とは到底いえない。そして、本件訴訟においては、被告が本件支払延期措置を本案上の抗弁として主張することになる以上、同措置及びその効力に判断が及ばざるを得ないのであるから、本件訴訟について被告は我が国の民事裁判権から免除されるべきである。

これに対し、原告らは、被告による本件債券の発行という事実にも着目して、本件債券の償還等は被告の私法的ないし業務管理的な行為に基づく請求であると指摘するが、上記のとおり、本件債券は、被告の国家行為である本件支払延期措置を原因としてその債務の履行ができない状態になっているのであるから、この点に着目してその行為の性質を判断すべきであり、原告らの指摘は妥当でない。

#### イ 本件放棄条項について

本件要項には本件債券に関して被告が裁判権又は法的手続からの免除を放棄する旨の本件放棄条項が存在するものの、これは通常の事情を前提とした債券管理行為にのみ及ぶのであって、予測不可能な国家の緊急事態下における立法措置等といった主権的行為についてまで裁判権免除の特権を放棄することを事前かつ包括的に同意した趣旨とは到底いえないし、そもそもそのような同意をあらかじめすることなど被告に期待し得ない。

よって、本件支払延期措置に起因した本件訴訟について、被告が本件放

棄条項によって事前に裁判権免除の特権を放棄したとみることはできない。

原告らは、本件要項において、モラトリアム宣言がされた場合が期限の利益喪失事由として定められていることを指摘するが、上記期限の利益喪失事由の定めは実体法の問題であって、裁判権免除とは異なる局面の問題であり、期限の利益喪失事由が予見可能であったということを根拠に、モラトリアム宣言がされた状態でも主権免除を放棄する意思があったと解釈することはできない。

仮に本件放棄条項によって被告が我が国の民事裁判権に服することを包括的に約していたと評価できるとしても、上記アで述べたとおり、被告による高度の政治的判断に基づいてされた本件支払延期措置に起因して本件債券の償還等が不可能になっている以上、本件訴訟について我が国の民事裁判権が行使されると、上記主権的行為の効力につき判断がされて、被告の主権が侵害されることとなるから、例外的に、本件訴訟について被告は我が国の民事裁判権から免除されるべきである。実際上も、本件支払延期措置に伴う社会的経済的な影響については自明なことではない上、被告が判断すべきことであって、裁判所の判断になじまない。

(原告らの主張)

以下の理由により、被告は本件訴訟について我が国の民事裁判権から免除されないというべきである。

ア 本件放棄条項について

外国国家の行為が私法的又は業務管理的な行為である場合、又は、外国国家が書面により我が国の民事裁判権に服する旨の意思を明確に表明した場合のいずれかであれば、極めて例外的な場合を除いて裁判権の免除は与えられないと解される。本件においても、被告は、本件債券に関して本件放棄条項によって裁判権免除の特権を取消不能の形で放棄すると明確に表明した以上、本件支払延期措置の行為の性質を論ずるまでもなく、我が国

の民事裁判権から免除されることはない。このような場合に、紛争が生じた後になって裁判権の免除を認めると、国家の主権免除の特権が濫用されて当事者間の公平や予測可能性も害されることとなり、信義則に照らしても不当である。

本件放棄条項には、被告の領土に所在する公的財産や被告の調達資金等一定の財産に対する差押えを認めないとの適用除外条項がある一方で、それ以外に被告の主張する国家の緊急事態における措置に起因する訴訟を例外とするなどの定めはないし、その他事後的に予測不可能な事態が生じた場合を包含するような例外規定も設けられていない。加えて、一般的に債券の発行に際しては、債務不履行のリスクは常に想定されるものであり、その発行主体が国であっても当該国内における政治的動乱や社会的混乱によるデフォルト危機は予測し得る事態であって、本件で生じた事態も予測不可能な事態ではない。現に、本件要項上、支払懈怠やモラトリアム、すなわち法令により金銭債務の支払猶予を認めることが期限の利益喪失事由（前提事実(3)ウ参照）として挙げられており、更に明示的にモラトリアム宣言が被告の法令によるかどうかを問わない旨まで記載されている。そうすると、被告は、本件債券発行に際して、上記のような事態が生じる可能性を前提に置きつつ、本件放棄条項を定めて我が国の民事裁判権に服することを明確に表明し、かつ、本件放棄条項にモラトリアムに関する除外規定を設けなかったのであるから、本件支払延期措置が執られた状況の下でも本件放棄条項は妥当するというべきである。

なお、被告が我が国の民事裁判権に服すると表明していても例外的に裁判権免除が認められる場合があり得るとしても、単に行為の性質が主権的なものであるということをもって例外とみることは相当でなく、せいぜい、全く誰も想定していないような事態が現実が発生したなど極めて例外的な場合に限って認められると解すべきところ、本件支払延期措置は、上記の

とおり本件債券発行当初から想定された範囲内の事態にすぎない。そして、このような事態において主権免除が認められ、請求ができないのであれば、本件債券はそもそも投資適格を欠いていたことになるのであって、本件で主権免除を認めることは、原告らや本件債券を保有する各債権者の期待を著しく害することになる。

イ 私法的ないし業務管理的な行為にあたることについて

(ア) 本件訴訟で問題となる被告の行為は、私法的ないし業務管理的な行為であり、その観点からも我が国の民事裁判権からの免除は認められない。すなわち、本件債券の発行及びその履行は、資金調達の一手段であって、今日の国際金融取引として大規模かつ幅広く行われる経済的活動に属する行為であるから、私法的ないし業務管理的な行為である。現に、被告自身が、本件管理委託契約において、本件債券の発行及び販売並びにその履行が、公的又は政府の行為ではなく商業行為とみなされると表明している（前提事実(3)イ参照）。

また、支払懈怠は単なる事実行為であり、その後の本件支払延期措置も、単に約定どおりに債務の弁済を行うことができないとして、その履行の猶予などを求める一方的な債務整理の申入れにすぎない。このような事象は、私人でも国家でも起こり得ることである。よって、仮に本件支払延期措置等が行為の性質に影響し得るとしても、私法的ないし業務管理的な行為のみが問題となっていることに変わりはない。

(イ) そして、本件においては、主権免除を認めるべき特段の事情もない。

モラトリアムに至る国家が経済的・社会的混乱等の緊急事態にあることはむしろ通常であり、緊急事態にあることから例外は導かれない。

このことを前提として、例外的に主権免除を認めるべき特段の事情の有無について見ても、被告の国内において立法がされたとしても、その立法管轄権は我が国には及ばないのであって、本件支払延期措置は日本



法を準拠法とする本件債券の支払を延期させる効力を有するものではない。国際法的な観点からも、法令に基づく支払猶予が、当該国内でしか効力を有さず、他国の立法管轄権の下では効力を有しないことは、常識である（仮に反対の見解を採れば、我が国の立法管轄権に対する重大な侵害となる。）。したがって、我が国の裁判所は本件支払延期措置の効力は日本国内には及んでいないと容易に判断することができる。他方で、被告は、被告の国内では裁判及び強制執行の局面を含むあらゆる場面で本件支払延期措置の効力を享受できるのであって、被告の主権に対する侵害の問題も生じない。よって、上記特段の事情は認められない。

(2) 争点2（強行法規の特別連結理論により被告の法を適用することの可否）  
について

（被告の主張）

国家的利益や社会政策の実現を目的とした法規など、いわゆる絶対的強行法規は、当事者が合意によって指定した準拠法や法廷地法でない場合であっても、一定の要件（①その規定が自ら適用を欲し、②その規定が債務関係と十分に密接な牽連性を有し、③その規定の適用が法廷地の公序に反しないこと）の下で、その適用を認めるべきである。

本件債券に関しては、日本法が契約準拠法とされているものの、被告による本件支払延期措置及びその根拠法である国家緊急事態法や予算法は、極度に経済状態の悪化した被告が、国民経済の破綻を回避し、国家的危機を乗り切るために、国家主権を発動して制定するなどしたものであって、高度の政治性、公共性を有する。また、被告は、法令上の別段の根拠がない限り、債券保有者に任意の支払をすることもできない。よって、本件支払延期措置の根拠法は、絶対的強行法規というべきである。

そして、本件支払延期措置の根拠法は、本件債券を含む公的対外債務を対象としており、自らその適用を欲し、かつ十分に密接な牽連性を有している

(上記①②)。なお、被告は、本件債券の交換申出に応じた新債券の保有者に対して支払意思を表明したことはあるが、上記交換申出は、被告の厳しい国家財政の枠内で行われた債務再編であり、実質的には大幅な債務の減縮と支払の繰延べを内容としていたのであって、被告の国家財政に余裕があることを示したものではない。また、被告が和解に応じて支払っている金員の原資は借入金であるし、被告の公的債務の問題は、パリクラブで協議されるほど深刻であり、そのパリクラブで合意された救済措置によっても、十分な成果は上がっていない。

そして、本件支払延期措置によって、本件債券に係る権利そのものが失われることはなく、その支払期限が延期されるにすぎないから、法廷地法である日本の公序に反すると見るべき事情もない（公序に反することは、単に法廷地国民が不利益を被る、法廷地の法律と抵触するというだけでは認め難い。）（上記③）から、本件支払延期措置が本件債券の法律関係に適用されることとなり、その支払期限は未到来というべきである。

原告らは、立法管轄権を問題とするが、立法管轄権は、国際公法の問題であって、準拠法とは別問題である。また、原告らは、強行法規の特別連結について明文がないなどと述べるが、同理論については具体的な基準の明文化が難しいために解釈に委ねられているにすぎず、明文がないことを根拠に適用を否定すべきでない。なお、原告らが指摘する法の適用に関する通則法11条は、絶対的強行法規の特別連結とは関係がない。

(原告らの主張)

ア そもそも被告の主張する第三国の強行法規の特別連結理論は、以下のとおり採用できないから、被告国内でされた本件支払延期措置は、日本法を準拠法として履行される被告の債務につき弁済期を延期する効力を有しない。

上記理論については、明文規定もなく、法の適用に関する通則法の改正



においても規定が設けられなかった。すなわち、消費者契約の場合（同法11条）と労働契約の場合（同法12条）についてしか強行法規の特別連結理論が明文化されていない以上、反対解釈として、これ以外の場合については規定が設けられていないというべきである。同法11条及び12条は、当事者の意思表示があつて初めて第三国の強行法規が適用される場面についての規定であるが、いずれにせよ、これ以外に第三国の強行法規が特別連結されるとの規定がないことには変わりがない。そして、上記の法改正前においても、第三国の絶対的強行法規を日本国内で適用するかについては、明文規定がない以上適用は難しいとの見解が示されていた。こうしたことから、そもそも第三国の強行法規の特別連結自体が、現行法の解釈上認め難い。

イ また、外国強行法規の特別連結理論の基本的な考え方は、消費者や労働者などの経済的弱者を保護するために、その契約関係と密接な牽連関係をもつ国の一部の強行法規を特別連結により適用するというものであるところ、被告は本件債券の債権者と比較して経済的弱者とはいえない。しかも、本件支払延期措置の実質は、単なる債務整理の申入れにすぎず、法規の性質それ自体が政治性や公共性を有するとはいえない。加えて、被告は、少なくとも現時点では、資本市場で新たな資金調達をするなどして、一部の債権者には和解合意に基づく弁済をしていて、自らに支払能力があることを公式に表明さえしているのであって、今や、被告が主張する利益が現存しているとすらいえない。よって、その利益を保護するために強行法規の特別連結理論によって被告の法が適用されるべきであるとはいえない。

ウ さらに、被告が主張する三要件は、第二次世界大戦中及び戦後における為替管理を中心とした経済統制立法を念頭に置いてドイツで提唱された学説の一つが述べているものにすぎず、経済統制立法ではなく公法的法規を

主たる対象とした議論がされている近時においては、この解釈が通用力を有しているとはいえないから、上記見解を採用すべき理由はない。例えば、上記三要件の一つは、第三国の法規の適用が公序に反するかのみを問題としており、内国の利益に反するか否かという観点で除外されているが、裁判所が「約束は守らなければならない」という原則に従った解釈を犠牲にしてまで他国の国益を助長すべき義務を負うのは不当である。

エ 仮に上記三要件によって第三国の絶対的強行法規を適用する余地があると解ずるとしても、本件支払延期措置は、債権者のほぼ全てが日本国民である本件債券の弁済期を、何ら落ち度のない当該債権者の同意を得ずに一方的に延期しようとするもので、契約当事者は自らが引き受けた債務の本旨に従って債務を履行すべきという日本法の基本的価値に反している。しかも、被告は、本件支払延期措置により、既に10年を超えて本件債券に係る支払債務を履行しない状態を一方的に作出している。加えて、本件支払延期措置のような一方的な外国国家の行為を我が国において承認した場合、外国国家の発行する債券の信用力の低下を引き起こし、ひいては我が国の債券市場の予測可能性を失わせ、多大な混乱を招来することにつながりかねない。このような観点から、本件で被告の法律を適用することは日本国の公序に反しているというべきである。

(3) 争点3 (日本法の解釈における事実上の考慮の可否) について

(被告の主張)

第三国の法規を直接適用しないとしても、契約準拠法でも法廷地法でもない第三国の法律が事案に与える影響を、契約準拠法の解釈において事実上考慮するのが相当である。

被告においては、国家的な緊急事態を前提として、本件支払延期措置等が法令上執られている以上、あえて期限の利益を放棄して本件債券の弁済をすることは許されない状況となっているため、原告らの請求はおよそ実現可能

性がないことを強いるものである。この状態は、単に資金が不足しているという事実状態とは性質が異なる。そして、この法的状態は被告の国内だけでなく他国においても妥当するから、契約準拠法である日本法の解釈においても、同措置が執られており、原告らの請求が被告にとって不可能な給付を強いるものであることが、考慮されるべきである。なお、日本法においては、金銭債務の不履行は不可抗力による免責さえ想定されていないが（民法419条3項参照）、当該規定は金銭が調達不可能となる事態が想定されないことを前提として定められており、本件のように外国法の命ずるところによって弁済が禁止されている特異な場合まで想定されているわけではないから、民法419条3項の規定があるからといって、債務履行の実現可能性がないことを日本法において考慮してはならないということにはならない。

（原告らの主張）

外国国家である被告が、自身の自由な選択として、日本市場において日本法を準拠法として本件債券を発行して資金調達をしながら、その後になって、種々の選択肢がある中で自ら制定した、契約準拠法でも法廷地法でもない自身の法律をもって、契約上の義務の履行をしないことを正当化することは、許されるべきではない。このような主張を認めると、事実的影響の名の下に、外国法令の効力を我が国の私法秩序に優先させてでも無条件に承認するに等しい事態となり、我が国の国家主権を害することとなる。

また、そもそも債権が有効に成立している以上、その弁済や回収の場面における具体的事実関係の下での実現可能性や執行可能性は、本案判決に際しての要件事実ではない。しかも、被告自身が本件支払延期措置を執ったのであって、被告にはこの措置の効力を終了させる権限もある以上、第三者から弁済をしないことを強制されているという状況ではなく（現に、本件債券の交換申出がされた場合、被告は新債券の元利金弁済を行う意思を表明している。）、被告は単に自身に債務を履行する意思がないことを表明しているに

すぎない。債務者に履行の意思がなくても、日本国内に被告の財産が存在する場合には強制執行ができるのであるから、原告らの請求について実現可能性がないというわけではない。加えて、被告は、豊富な未開発国有資源の開発権を提供することで資金を調達するなどすれば、支払をすることが十分できるはずであって、現に一部の債権者には弁済をしているのであるから、その意味でも実現可能性がないとはいえない。

なお、上記の理は、各債権者が被告国内で提訴した場合、本件支払延期措置についての抗弁が成り立つと見込まれることによっては左右されない。

#### (4) 争点4（時効期間）について

##### （被告の主張）

本件債券は、発行された際、証券会社である元引受会社が全額引き受け、同社を通じて投資家に販売されたところ（前提事実(2)イ参照）、本件のような大規模なソブリン債の発行に際しては証券会社の引受けが実際上不可欠であるから、起債における証券会社の役割は重要である。そして、債券の元引受けは絶対的商行為（商法501条4号）に当たり、元引受会社からみるとその事業としてする行為として会社法上の商行為（会社法5条）に当たる。

よって、本件債券に係る債権は商行為によって生じた債権であるから、商事消滅時効が適用され、5年の時効期間の経過によって消滅するところ、本件債券の償還期限は遅くとも平成15年12月18日に到来しており（前提事実(5)参照）、原告による本件訴訟の提起（平成21年6月29日）に先立って上記時効期間は経過していた。

原告は10年の時効期間を主張するが、商行為によって生じた債権である本件債券に係る債権については、社債に適用されるのと同様の明文規定は存在しない。そればかりか、本件債券をいかなる投資家が取得したかに関する具体的な主張立証はなく（そのような具体的主張立証なしに、商法（平成17年法律第87号による改正前のもの。以下「旧商法」という。）316条





の類推適用や民法167条の適用を基礎付けることはできない。) , むしろ本件債券に係る資金調達規模からして、非商人ではなく巨額の資金を運用する機関投資家や金融機関が取得したことが推認される。また、外国国家の発行する円建て債券は流動性が低く、非商人間で転々流通するものとは考え難く、せいぜい投資家が現金化のために証券会社に売却する形での取引が行われるにとどまるから、公衆性があるとはいえない。よって、時効期間は上記のとおり5年と解すべきである。

なお、本件要項には「本債券の消滅時効は、元金については10年」とする旨の規定が存在するが(前提事実(3)エ)、時効期間を当事者の意思で延長させることはできないから、同規定は無意味である。

(原告らの主張)

本件債券のような外国国家の発行する円建て債券においては、形式的には元引受会社が当初の債権者となるとしても、債券の払込日において元引受会社から非商人を多く含む一般公衆に対して債券を譲渡することが予定されており、実質的な当初の債権者は非商人である。さらに、その後も非商人間で転々流通することや債券の発行者も非商人たる国家であることに照らすと、商事取引における迅速解決の要請は妥当しない。そして、社債の元金について商事消滅時効を定める商法522条を適用しないこととした旧商法316条の趣旨は、社債は、一般公衆がこれを保有することが多く、かつ取引の目的物として転々流通するものであるから(公衆性、継続性)、社債の元金の時効期間を5年とするのはやや短く、社債権者の保護に欠ける点にあり、この趣旨は外国国家の発行する円建て債券である本件債券にも妥当する。

よって、本件債券に係る債権の消滅時効については、社債償還請求権についての旧商法316条又は一般債権についての民法167条1項を類推適用すべきであるから、時効期間は10年であり、消滅時効は完成していない。

なお、被告の指摘する消滅時効に関する本件要項の定めは、上述した法の

適用関係を確認するために設けられたにすぎず、これによって時効期間を延長させる趣旨ではない。

(5) 争点5 (債務の承認による時効中断の有無) について

(原告らの主張)

時効の中断事由である債務の承認とは、権利の存在の認識を表示することを意味するところ、以下のとおり、被告は本件債券の償還等に係る債務の存在について認識を表示したから、仮に本件債券に係る債権の時効期間が5年であるとしても、その時効は中断している。

なお、債務の承認は特別の方式を要しないから、本件要項所定の通知方法が執られていないとの被告の指摘は当を得ない。そもそも本件要項は債権者保護のための規定であって、この存在が債権者側に不利に作用することは不当である。仮に債務の承認についても本件要項所定の通知方法によることを要するとしても、本件第5回～第7回債券の関係では、官報公告は「可能ならば」行うとなっているにすぎず、官報公告を行っていないことが問題となることはない。

ア 被告は、本件債券の交換申出に際して、これに応じた交換が成立しない場合には本件債券に係る債務が未償還で残存することを表明するなどして、本件債券の元利金支払債務が有効に存在していることを認識していることを表示した平成16年12月28日付け有価証券届出書を関東財務局に提出し、これを開示用電子情報処理組織(EDINET)を通じて公衆の縦覧に供することで、本件債券の債権者及びその管理委託者である原告らに対して、その債務を承認した。

イ また、被告は、平成17年1月20日付けの日本経済新聞に、冒頭に「アルゼンチン共和国円貨債券保有者の皆様へ」と記載した上で、「現在未履行となっている債務の再編のために、日本において下記既存債券と新証券の交換(エクスチェンジ・オファー)を行う」と記載して本件債券の



元利金支払債務の存在及び有効性を当然の前提とした公告を掲載して、本件債券の債権者及びその委託を受けた管理会社である原告らに対して、債務を承認した。なお、原告らは、本件債券の管理会社として債務の承認を受領する権限を有しており（前提事実(3)ア参照）、上記の公告がされたこと及びその中に被告による債務の承認があることを認識したから、被告による「権利の存在の認識の表示」は実際に原告らに到達した。

ウ さらに、本件債券に基づく各債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判外の行為を授權されている原告新生銀行及び原告三菱東京UFJ銀行が、未償還となっている債券に関して義務を負わないことを被告が主張しているのではないかとの懸念を示す内容のレターを被告に送付したところ、被告は、同原告らに対し、平成17年7月14日付けレター（以下「本件レター」という。）を送付した。同レターには、本件債券の交換申出に応じなかった本件債券に関し、「我々（注：被告を指す。）は、申し込まれなかった債務が現存しないことを示すような主張はいかなる形であれ行っていません」と記載して、本件債券の元利金支払債務の存在の認識を表示した。上記の表示は、文脈を考えれば、債務が現存することを積極的に表明したに等しい。

#### （被告の主張）

原告らの指摘する上記ア～ウの各事由は、いずれも本件債券に係る債務の存在及び有効性を認めるものではない。原告らの指摘する文書上、「未払い債務」、「不償還で残存」などという表現はあるものの、全体としてみれば、本件債券の交換申出の具体的内容を示してこれに応じるように促しており、申込みをしない債券保有者については、支払を受けられる保証はない、不定期に不履行が続く可能性がある、償還を再開する意思はないなどと否定的な態度を示しているのであって、債務の存在を承認したものではない。もとより、単に債務の存在を否定しなかった、債権者の権利行使に異議を述べなかつ

ったということのみをもって、債務を積極的に認めたという趣旨には解されない。そして、債券の交換を提案することと、交換の対象となる債券に基づいて被告が債務を負っていることとは、別の問題である。

また、公告の方式を定めた本件要項16項は、債務の承認を除外していない以上、当然に債務の承認にも妥当すると解すべきであるから、開示用電子情報処理組織（EDINET）を通じた公衆縦覧、有価証券届出書、官報掲載を伴わない新聞への公告は、事前に合意された適式な通知方法ではない。原告らは、本件要項に反した通知を原告らが有利に援用してもよいと主張するが、それでは原告らが恣意的に法律効果を選択できることになって妥当でない。

また、原告らは各債権者を代理して債務承認の通知を受領する権限を有しない。なぜなら、原告らは、被告の本件債券の交換申出実施のために被告を代理して交換事務を取り扱う立場にあり、債券保有者を同様に代理することは双方代理に当たり許されないからである。そして、各債券保有者が現実に公告等を目にしたと立証されていない以上、観念の通知が到達したともいえない。

(6) 争点6（被告による消滅時効の援用が権利濫用に当たるか）について  
（原告らの主張）

被告は、上記(5)（原告らの主張）ア～ウ記載のとおり、本件債券の交換申出の公告をし、その内容を記載した有価証券届出書を公衆の縦覧に供するなど、本件債券に係る債務が存在することを債権者及びその管理委託者である原告らに対して認めていた。これをもって時効中断事由たる債務の承認とまではいえないとしても、被告は、本件債券の債権者及びその管理委託者である原告らにおいて時効中断と理解し得る行動をとっていた。さらに、被告は、本件債券と同種の債券を発行した米国などにおいて、その債務の存在を前提とした和解を債権者との間でしているばかりか、平成26年7月には

「全ての債権者について公平かつ平等で合法的な方法で支払債務を履行することを改めて確約する」などと公に述べていた。

以上に照らすと、本件債券の債権者及びその管理委託者である原告らにおいては、被告による公正かつ適正な取扱いを受けることを期待し、かつ、債務の存在が承認されているものと信頼したためにこそ、権利行使を控えていたのに、これに反して被告が消滅時効を援用することは信義則に照らして許されず、権利の濫用に当たる。

(被告らの主張)

被告は、本件債券の交換申出の内容を具体的に示すとともに、これに応じるよう勧奨したにすぎず、本件債券に係る債務の存在を認めたことはない。上記申出においては、これに応じないことのリスクとして、「不定期に不履行が続く可能性がある」、「将来、支払を受けられる保証はない」などと説明しており、本件債券の交換申出に応じない本件債券の保有者に対して債務の履行を期待させるようなことは述べていない。

また、本件レターは、原告らの求めた弁済や本件債券の交換申出の再開には応じられないとの趣旨を回答したものであり、その中で被告が債務の存在を否定しなかったにすぎず、債務の履行を期待させるような記載はない。しかも、原告らは、本件レターに先立つ質問状の中で、自ら時効中断の手段を執るしかないなどと述べていたのであって、原告らが中断をしなくてよいと信じていたことなどあり得ない。

さらに、被告は、被告発行の債券の保有者との間で和解をするに際しても、時効消滅している債券については明示的に和解の対象外とした上で提案をしたのであって、時効消滅している債券保有者に対してその償還を期待させることはしていない。加えて、被告が示した「アルゼンチンは支払う」との公式声明文も、本件債券の交換申出に応じた者を念頭に置いたものにすぎないから、これに応じていない者に履行への期待を生じさせるものではない。

以上の事情からすれば、被告が原告らの権利行使を妨害したとはいえ、原告らが時効期間内に権利行使をすることは容易かつ可能であったといえる。

なお、最後に、被告は、厳しい財政状況の中でも、本件債券の交換申出をしたり、和解に応じたりして、可能な限り誠実な対応に努めてきたのであって、こうした事情も信義則違反を否定する方向の事情として考慮すべきである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（被告が本件訴訟について我が国の民事裁判権に服することを免除されるか）について

(1) 外国国家は、①主権的行為以外の私法的ないし業務管理的な行為については、我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそれがあるなどの特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されないと解するのが相当であり、そうでないとしても、②私人との間の書面による契約に含まれた明文の規定により当該契約から生じた紛争について我が国の民事裁判権に服することを約することによって、我が国の民事裁判権に服する旨の意思を明確に表明した場合には、原則として、当該紛争について我が国の民事裁判権から免除されないと解するのが相当である。そして、上記①の点については、外国国家の行為が、性質上、私人でも行うことが可能な商業取引である場合には、その行為は、目的のいかんにかかわらず、私法的ないし業務管理的な行為に当たるといふべきである（最高裁平成18年7月21日第二小法廷判決・民集60巻6号2542頁参照）。

#### (2)ア 行為の性質からの検討

債券を発行して資金調達することは、今日の国際社会において金融取引として幅広く行われている経済活動であって、その性質上、私人でも行うことが可能な商業取引であるから、本件債券に関する取引行為は私法的ないし業務管理的な行為に当たるといふべきである。



この点に関し、被告は、問題となる外国国家の行為の性質については、取引に支障が生じるに至った原因行為、本件でいえば、被告が本件支払延期措置を執った行為を基準として判断されるべきであると主張する。しかし、裁判権免除は、原告の被告に対する請求権の存否に関する本案判断に入るか否かという局面で問題となる訴訟要件の一つであることに照らすと、問題となる行為の性質も原告において設定した訴訟物たる権利を基準に考えるのが相当であって、被告の主張は採用できない。なお、このように解したとしても、例えば抗弁で問題となる論点に踏み込むと主権侵害を招くおそれがあるなどの事情がある場合には、例外的に我が国の民事裁判権から免除されるべき特段の事情を認める余地があるのであって、被告指摘の点が全く考慮されないこととはならない(本件における特段の事情の有無については、後記ウにおいて検討する。)

#### イ 書面による放棄についての検討

また、前提事実(3)キによれば、被告は、本件債券の内容等を定めた本件要項において、本件債券に係る債務について裁判権免除を取消不能の形で放棄する旨書面により約しているところ(本件放棄条項)、この条項に不明瞭な点はなく、被告は、本件債券に関する紛争について我が国の民事裁判権に服する旨の意思を明確に表明していたと認められる。しかも、この表明については何らの留保や例外も付されていない。

これに対し、被告は、本件放棄条項が定められた当時、本件支払延期措置のような緊急事態を予測し得なかった旨主張する。しかしながら、一般的に債券の発行に際してその不履行のリスクは常に想定されるのであって、この点は、その発行主体が国家であったとしても異なるものではない。また、本件債券に関して、期限の利益喪失事由として、被告によるモラトリアム宣言(非常事態に当たり、法令によって一定期間金銭債務の支払を猶予すること)がされた場合が定められており(前提事実(3)ウ)、現実に南

米の国がそうした事態に陥ることも起きていた（甲55, 56）。被告は、期限の利益喪失の問題と裁判権免除の問題は別論であると述べるが、ここで問題としているのは、モラトリアムという事象自体の予測可能性であって、被告が述べる法概念の区別は関係しない。そうすると、被告は、本件支払延期措置が執られるような事態も十分に想定した上で、そのような場合について特段の留保を定めることなく、本件放棄条項を定めたものとみるのが相当である。

それにもかかわらず、明示的な裁判権免除の放棄の効力を覆すと、上記放棄を前提として国家と契約する私人の契約内容に対する合理的な期待が害され、ひいては法的安定性が阻害される。したがって、被告は本件放棄条項によって包括的にその裁判権免除の利益を放棄したというべきである。

#### ウ 特段の事情の有無

そうすると、問題となる行為の性質、裁判権免除の書面による放棄のいずれの観点からも、前記(1)の原則的要件は満たされることとなる。

そこで、上記にもかかわらず裁判権免除を認めるべき特段の事情が存在するかにつき検討する。

この点、前述のように、被告は、本件支払延期措置を根拠に弁済期の未到来を主張しているから、本件につき本案判断を行う場合、本件支払延期措置の効力について判断しなければならないこととなる。そして、その判断は、要するに、本件支払延期措置を根拠付ける被告の法と、契約準拠法である日本法のいずれを優先させるかという点に収斂される（後記2参照）。このような準拠法に関する優先関係の判断自体が、直ちに主権を侵害するとはいい難い。すなわち、本件の判決によって権利の存在が法的拘束力をもって確定されたとしても、被告国内における強制執行の可否は分離して取り扱われるべき問題であるから、本件において上記の点に関する判断が示されても、それによって、直ちに被告の外国国家としての財政状



況等に実質的な影響が生じるものではない。

また、被告が本件支払延期措置を執ったことの根拠は、立法行為や行政権の行使にあるが、これは、国家であるがゆえに立法行為や行政措置によらなければ支払停止措置等を適正な手続に則って行い得ないという事情があることを意味するにすぎず、原告らとの関係で真に紛争の要因となっているのは、飽くまでも本件支払延期措置が行われたということである。そして、この行為自体は銀行等も行い得るのであって、国家特有の政治的判断等が介在しているとはいえない。実際上も、ある行為を行う手段として立法等を行わなければならないということのみをもって、当該行為を主権的行為と見なければならぬというのでは、例外が認められるべき場面が広くなりすぎて、前述した判断基準が実質的に没却されることとなり、妥当ではない。

以上によれば、裁判権免除を認めるべき特段の事情の存在を認めるに足りないというべきである。

(3) したがって、被告は本件訴訟について我が国の民事裁判権から免除されないから、以下、本案について検討することとする。

## 2 争点2（強行法規の特別連結理論により被告の法を適用することの可否）について

前提事実(2)、(3)ウ、(4)及び(5)によれば、本件債券の元金の償還期限は、本件第4回債券については約定の平成14年12月20日、本件第5回債券については約定の平成15年12月17日、本件第6回債券及び本件第7回債券については原告三菱東京UFJ銀行が被告に対して期限の利益を喪失させる旨の書面を送付した日である同月18日に、それぞれ到来したと認められる。

これに対し、被告は、被告における本件支払延期措置の根拠法（国家緊急事態法及び予算法）は絶対的強行法規であり、我が国においてもその適用が認められるべきであると主張する。この主張が認められれば、本件債券に係る債権

には期限の利益があることとなり、未だ弁済期が到来していないことになる。

この点、本件債券の契約準拠法及び法廷地法はいずれも日本法であるから、本件支払延期措置の根拠法を適用するとなれば、契約準拠法でも法廷地法でもない第三国の法律を適用するということになる。しかし、法の適用に関する通則法は、7条において当事者が当該法律行為時に選択した地の法を準拠法とする旨を定めており、同法11条及び12条の消費者契約及び労働契約に係る特則も、消費者あるいは労働者が意思表示をした場合に、同法7条の定めにかかわらず、消費者の常居所地法あるいは労働契約に最も密接な関係がある地の強行規定が適用される旨を定めるにとどまり、それ以外の場合に、契約準拠法が明確に取り決められているにもかかわらず、第三国の法律を適用することがあり得ると解釈し得るような手がかりは見当たらない。そして、法の適用に関する通則法の制定に先立つ法制審議会においても、第三国の強行法規の適用は明文規定がなければできないという意見も出た中で、最終的に、従来の解釈に影響が及ぶことへの懸念から、そうした強行法規の適用に関する規定を設けないとの結論が出されたことがうかがわれるのであって（甲66、乙25、26）、立法経過からしても、第三国の強行法規の適用が予定されていたとは解し難い。

そうすると、第三国の絶対的強行法規を解釈上適用すべき旨の被告の主張は、採用することができない。

### 3 争点3（日本法の解釈における事実上の考慮の可否）について

被告は、本件支払延期措置が被告の国内で与えた影響を日本法の解釈において事実上考慮すべきであると主張する。

しかしながら、本件において、被告が自ら定めた本件支払延期措置によって支払が不能となった状態を考慮して被告の抗弁を認めることは、金銭債務については不可抗力をもって抗弁とすることができない趣旨を定めた民法419条3項の法意に、正面から抵触することとなる。

すなわち、本件において被告が主張する「事実上の考慮」の実質は、契約準

拋法である日本法の範囲内で第三国法の事実的影響を評価するにとどまらず、日本法の適用を排除して第三国法をそのまま妥当させることにほかならない。このような帰結を「事実上の考慮」の名の下に行うことは、準拋法である日本法の否定であるから、被告が主張する法理の一般的な当否は別としても、本件において当該法理によって抗弁が成り立つ余地はない。

よって、被告において本件支払延期措置が執られていることにより本件債券の弁済期が未到来である旨の被告の主張は、採用することができない。

#### 4 争点4（時効期間）について

本件債券は本件元引受会社が引き受けたところ、当該引受行為は商法501条4号の絶対的商行為に該当するから、原則として、商法522条が適用され、消滅時効の期間は5年となるが、何らかの特則規定が適用されることとなれば、特別法が優先し、一般法の位置付けである商法522条の適用は排除される。

この点、外国債に関する明文規定はなく、原告らは社債に関する旧商法316条の規定を類推適用すべきであると主張する。

そこで検討するに、旧商法316条が社債の償還請求権の消滅時効期間を10年として商事消滅時効より長い時効期間を特則として定めた趣旨は、社債は、資金調達の一環で広く一般公衆に対して発行されることが多く、取引の目的物として転々流通する性質を有することから、時効期間を5年とすると短期にすぎ、社債権者の保護に欠けるといった点にあると解される。そして、前提事実(2)及び証拠(甲3, 9, 15, 20)によれば、本件債券は、証券会社を通じて発行された後、無記名式の債券として、広く一般公衆の間で転々流通することが予定されているものであることが認められ、本件債券の債権者保護の必要性において社債の場合と特に異なるところはない。このことに、日本国の国債については、国債に関する法律9条により、元本につき償還日から10年で時効消滅する旨の明文規定が設けられており、社債と同様の取扱いが定められていること、日本国の法律において外国債固有の明文規定を何らかの形で設ける

こと自体が實際上想定し難いことをも併せ考慮すると、本件債券については、旧商法316条を類推適用して、消滅時効期間が10年であると解するのが相当である。

被告は、本件債券は、その規模からして商人が取得したものと推認される上、流動性も低いなどと主張するが、旧商法316条の適用あるいは類推適用は、当該債券の持つ一般的な性質によって典型的に決せられるべきであり、具体的な流通状況が問題となるわけではないから、被告の指摘は上記の結論に影響を及ぼすものではない。

また、被告は、本件債券の元金の消滅時効を10年とした本件要項15項につき、合意によって時効期間を伸長することはできないなどと主張するが、上記のとおり、本件債券に係る債権は、旧商法316条の類推適用により時効期間が10年であると解すべきことになるのであって、本件要項の合意を根拠に10年の時効期間が導かれるわけではないから、被告の上記主張も前記判断を左右しない。なお、本件債券に係る債権の消滅時効期間についての前記判断を前提とすれば、本件要項15項は、単に、法律上の時効期間を確認する趣旨の合意にすぎないと解される。

したがって、本件債券の償還等請求権の消滅時効期間は、旧商法316条の類推適用によって10年であるというべきであり、同請求権の償還期限は一番早いもの（本件第4回債券）で平成14年12月20日であって、本件訴訟の提起（平成21年6月29日）までに10年が経過していないから、争点5（被告による債務の承認の有無）及び争点6（被告による消滅時効の援用が権利濫用に当たるか）について検討するまでもなく、本件請求が時効消滅したとの被告の主張は理由がない。


#### 第4 結 論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。




東京地方裁判所民事第43部

裁判長裁判官

市川多美子 

裁判官佐藤政達及び裁判官内村祥子は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官

市川多美子 

(別紙1)

請求対象債券一覧

1-1

次の番号の第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)の債券(登録債100万円券)合計19口。

163、610、611、842ないし851、1759、1996、  
3464、3465、3781、3782。

1-2

次の番号の第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)の債券(登録債100万円券)合計743口。

4963ないし5000、5125ないし5140、5201ないし5430、  
5433ないし5435、6101ないし6150、6501ないし6600、  
6801ないし6890、6991ないし7000、  
10034ないし10040、10142ないし10147、  
10391ないし10401、10461、10463、10464、  
10474、10497、10510、11333ないし11432、  
11552、11568ないし11574、11653ないし11664、  
11674ないし11680、11690ないし11700、  
11901ないし11904、11920ないし11928、  
11953ないし11977。

1-3

次の番号の第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)の債券(現物債100万円券)合計146口。

401ないし440、4183、4273、4274、11146、

11147、11457ないし11466、11528ないし11532、  
11715ないし11800。

1-4

1-3記載の番号の第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)の債券(現物  
債100万円券)の第11期、第12期の各利札

2-1

次の番号の第5回アルゼンチン共和国円貨債券（1999）の債券（登録債1000万円券）合計5口。

381、1056、1057、1153、1154。

2-2

次の番号の第5回アルゼンチン共和国円貨債券（1999）の債券（現物債1000万円券）合計4口。

175、176、1587、1588。

2-3

2-2記載の番号の第5回アルゼンチン共和国円貨債券（1999）の債券（現物債1000万円券）の第5期ないし第8期の各利札



3-1

次の番号の第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(登録債100万円券)合計130口。

59671ないし59700、59901ないし60000。

3-2

次の番号の第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債100万円券(第8期利札を含む))合計599口。

2812ないし2814、4036、4092、4093、  
4191ないし4196、4312ないし4324、4327ないし4336、  
4387ないし4400、13637、14315、14317、  
14336ないし14345、18022、22618ないし22622、  
22624、22646、26704、26725ないし26727、  
26785、26795、26864ないし26870、  
26873ないし26900、26923ないし26942、  
26965ないし26969、27701ないし27800、  
28101ないし28200、29721ないし29800、29843、  
30501ないし30538、31002、32139ないし32143、  
32145ないし32158、32303ないし32305、32666、  
32701ないし32719、32789ないし32800、  
33161ないし33175、33194ないし33198、  
33798ないし33800、34701ないし34705、34736、  
34737、35131ないし35150、35162ないし35200。

3-3

3-2記載の番号の第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物

債100万円券)の第4期ないし第7期の各利札

4-1

次の番号の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(登録債100万円券)合計44口。

2884ないし2893、3033ないし3066。

4-2

次の番号の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債100万円券(第7期ないし第10期利札の全部を含む))合計15口。

902、1433、2629ないし2641。

4-3

4-2記載の番号の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債1000万円券)の第3期ないし第6期の各利札

4-4

次の番号の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債100万円券(第7期ないし第10期利札の全部を含む))合計315口。

108ないし111、2364ないし2400、3411ないし3413、  
3421、4004ないし4008、4381ないし4390、  
6151ないし6155、6175ないし6200、8208ないし8213、  
9801ないし9900、11817、11884、  
11896ないし11898、11941、13092、13096、  
15092ないし15094、15097ないし15100、  
16824ないし16829、16835ないし16838、16846、  
16847、16856ないし16858、16882、16883、  
16886ないし16888、18042ないし18100、24013、

24014、24049、24050、24059、24060、  
24562ないし24566、24608、25482ないし25488、  
25492ないし25496。

4-5

4-4記載の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債10  
0万円券)の第3期ないし第6期の各利札



(別紙2) 本件債券の内容等一覧

回	管理委託契約締結日	発行日	発行額 総額	券面額及び口数	債券の内容			
					元金 (償還額)	元金の償還日	利率	利息の支払方法
第4回	平成8年12月11日	平成8年12月20日	500億円	1000万円券3792口 100万円券1万2080口	平成14年12月20日	年5%	平成8年12月21日から利息を付し、初回支払日を平成9年6月20日とし、以後、毎年6月20日及び12月20日の年2回、それぞれ当該支払日までの6か月分の利息を支払う。	償還日の翌日から償還が実際に行われる日までの期間中の実際の日数につき、年5%の割合(年365日の日割計算)による金員を支払う。
第5回	平成11年12月7日	平成11年12月17日	200億円	1億円券 37口 1000万円券 1630口	平成15年12月17日	年5.4%	平成11年12月18日から利息を付し、初回支払日を平成12年6月17日とし、以後、毎年6月17日及び12月17日の年2回、それぞれ当該支払日までの6か月分の利息を支払う(1円未満は四捨五入)。	償還日の翌日から償還が実際に行われる日までの期間中の実際の日数につき、年5.4%の割合(年365日の日割計算。1円未満は四捨五入)による金員を支払う。
第6回	平成12年5月29日	平成12年6月14日	600億円	100万円券 6万口	平成16年6月14日	年5.125%	平成12年6月15日から利息を付し、初回支払日を同年12月14日とし、以後、毎年6月14日及び12月14日の年2回、それぞれ当該支払日までの6か月分の利息を支払う。6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算により、期間の日数に応じて支払う(1円未満は四捨五入)。	償還日の翌日から償還が実際に行われる日までの期間中の実際の日数につき、年5.125%の割合(年365日の日割計算。1円未満は四捨五入)による金員を支払う。
第7回	平成12年8月28日	平成12年9月26日	615億円	1000万円券3330万口 100万円券2万8500口	平成17年9月26日	年4.85%	平成12年9月27日から利息を付し、初回支払日を平成13年3月26日とし、以後、毎年3月26日及び9月26日の年2回、それぞれ当該支払日までの6か月分の利息を支払う。6か月以外の期間の利息については、1年365日の日割計算により、期間の日数に応じて支払う(1円未満は四捨五入)。	償還日の翌日から償還が実際に行われる日までの期間中の実際の日数につき、年4.85%の割合(年365日の日割計算。1円未満は四捨五入)による金員を支払う。



これは正本である。

平成30年3月26日

東京地方裁判所民事第43部

裁判所書記官 奥垣内かずさ

